

令和元年度における立入検査結果について

令和 2 年 6 月
関東東北産業保安監督部
電力安全課

関東東北産業保安監督部において、電気事業法第 107 条第 2 項及び第 3 項に基づき、令和元年度に実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

○電気事業者

検査対象事業場数	選定理由
4	電気事業等の社会的に重要と認められる事業用電気工作物
8	電気関係報告規則第 3 条の規定に該当する事故が発生した事業場

○自家用電気工作物設置者（発電所を含む）

検査対象事業場数	選定理由
12	電気関係報告規則第 3 条の規定に該当する事故が発生した事業場
2	交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業用電気工作物
3	保安の確保が適切でないおそれのある事業用電気工作物
48	電気保安の実態を把握するため

○指摘事項について

指摘事項	指摘件数	指摘具体例
設置者は電気関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。	11	・事業場名の変更に伴う保安規程変更の手続きが未実施。 ・設置者の名称が、届出書類によって異なる。 ・報告規則に基づく報告が未実施。（電気事故報告）
設置者は保安規程を遵守すること。	12	・保安規程に定める点検の頻度が守られていない。 ・保安規程に基づく保安組織が定められていない。 ・災害時の連絡体制が整備されていない。 ・保安教育・訓練が未実施。 ・点検記録が保管されていない。
主任技術者は保安業務を適切に行うこと。	5	・主任技術者が常時勤務していない。 ・測定器が校正されていない。
設備の不良事項を改修し報告すること。	7	・絶縁不良が改修されないまま放置されている。 ・漏電遮断器が設置されていない。 ・高圧受変電設備の出入り口に立入禁止の表示がない。